



# 宮 崎 県 公 報

令和6年8月29日(木曜日) 第539号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

## 目 次

### 告 示

○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更(3件).....(福祉保健課) 1	頁
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の休止.....( " ) 2	
○救急病院の認定.....(医療政策課) 2	
○指定居宅サービス事業者の指定.....(長寿介護課) 2	
○指定介護予防サービス事業者の指定.....( " ) 2	
○指定居宅サービス事業の廃止.....( " ) 3	
○指定障害児通所支援事業者の指定.....(障がい福祉課) 3	
○漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定の一部改正.....(水産政策課) 3	
○土砂災害警戒区域の指定.....(砂防課) 4	

○土砂災害特別警戒区域の指定.....(砂防課) 4	
○臨港地区の分区の指定.....(港湾課) 4	

### 公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出.....(商工政策課) 4	
○土地改良区の役員の就退任の届出.....(農村整備課) 5	
○土地改良区の定款変更の認可(2件).....( " ) 5	
○土地改良区の土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定.....( " ) 5	
○土地改良区管理規程の変更の認可.....( " ) 5	
○県営土地改良事業の工事の完了.....( " ) 5	
○特定開発行為の許可に係る対策工事等の完了.....(砂防課) 6	
○入札公告.....6	
○落札者等の公告.....7	
<b>監査委員公告</b>	
○監査結果の公表.....7	
○監査結果に基づき講じた措置の公表.....7	

## 告 示

### 宮崎県告示第 454号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 ライフブ ロジェク ト宮崎	西都市平郡 564番 地3	居宅介護 支援セン ターここ 笑み	西都市平郡 564番 地3

#### 2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
西都市旭 2 丁目 41 番地	西都市平郡 564 番地 3	令和 4 年 4 月 1 日

### 宮崎県告示第 455号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
株式会社 コミュニ ティアシ ストネッ ト	都城市南横市町19 89番地 1	デイサー ビスC A N	都城市南横市町19 89番地 5

#### 2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市鷹尾 1 丁目 17-7	都城市南横市町1989番地 5	令和 5 年 6 月 5 日

**宮崎県告示第 456号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

居宅介護事業者		居宅介護事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 エスポ ワール	児湯郡新富町大字 下富田4444番地51	訪問看護 ステーションYe ll	児湯郡高鍋町蚊口 浦5094番地2

2 届出事項

居宅介護事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
児湯郡高鍋町大字北高鍋 72番地	児湯郡高鍋町蚊口浦5094 番地2	令和6年 6月1日

**宮崎県告示第 457号**

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

る法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休 止 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
合同会社 エスポ ワール	児湯郡新富 町大字下富 田4444番地 51	訪問看護ス テーション Ye l l	児湯郡高鍋 町蚊口浦50 94番地2	令和6年 7月31日

**宮崎県告示第 458号**

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
小林市立病院	小林市細野2235番地3

2 救急病院の認定の有効期間

令和6年9月24日から令和9年9月23日まで

**宮崎県告示第 459号**

介護保険法（平成9年法律第 123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年月日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地		
4560590095	小林市立病院訪問 看護ステーション	宮崎県小林市細野 2235番地3	小林市	宮崎県小林市細野 300番地	令和6年7月1日	訪問看護
4570204893	デイサービスねお	宮崎県都城市金田 町2263番地	医療法人社団明生 会	千葉県東金市堀上 字関之上73番地1	令和6年7月1日	通所介護
4570700577	訪問介護事業所縁	宮崎県串間市西方 6597番地6	合同会社トライ ストーンズ	宮崎県串間市南方 4559番地12	令和6年7月1日	訪問介護
4570800823	西都ひまわりデイ サービスA	宮崎県西都市右松 3292番地40	株式会社R. S西 都	宮崎県西都市右松 3292番地65	令和6年7月1日	通所介護
4570800831	西都ひまわりデイ サービスB	宮崎県西都市右松 3292番地40	株式会社R. S西 都	宮崎県西都市右松 3292番地65	令和6年7月1日	通所介護

宮崎県知事 河野 俊 嗣

**宮崎県告示第 460号**

介護保険法（平成9年法律第 123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和6年8月29日

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560590095	小林市立病院訪問看護ステーション	宮崎県小林市細野2235番地3	小林市	宮崎県小林市細野300番地	令和6年7月1日	介護予防訪問看護

## 宮崎県告示第 461号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570601478	ヘルパーステーションこころ	宮崎県東臼杵郡門川町加草1466番地1	合同会社夢限	宮崎県東臼杵郡門川町加草1466番地1	令和6年7月31日	訪問介護

## 宮崎県告示第 462号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

事業所番号	指定障害児通所支援事業所		指定障害児通所支援事業者		指定年月日	事業等の種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4550800132	みんなの広場西都店	西都市右松655番地	合同会社マルタク	宮崎市松橋一丁目7番4号	令和6年9月1日	児童発達支援、放課後等デイサービス

## 宮崎県告示第 463号

漁業災害補償法に基づく区域及び区分の指定（平成14年宮崎県告示第427号）の一部を次のように改正し、公表の日から適用する。

なお、同日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例による。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
[略]			[略]		
南郷加入区	[略]	1 総トン数10トン以上の漁船を使用して主にかつお一本釣り漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にひき縄漁業を行うもの、	南郷加入区	[略]	1 総トン数10トン以上の漁船を使用して主にかつお一本釣り漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にまぐろはえ縄漁業を行うもの、総トン数10トン以上の漁船を使用して主にひき縄漁業を行うもの、

		大型定置漁業及び南郷町中村甲の地区の者又は旧栄松漁業協同組合に所属する組合員であった者が行う総トン数10トン未満の漁船を使用して主に磯建網漁業以外の漁業を行うもの			大型定置漁業及び南郷町中村甲の地区の者が行う総トン数10トン未満の漁船を使用して主に磯建網漁業以外の漁業を行うもの
[略]			[略]		

宮崎県告示第 464号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	大貫第3	I-1-1552	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 465号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
延岡市	大貫第3	I-1-1552	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎県延岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 466号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第39条第1項の規定により、宮崎広域都市計画臨港地区宮崎港臨港地区内に次のように分区を指定し、公表の日から施行する。

なお、臨港地区内の分区の指定（令和4年宮崎県告示第 242号）は、廃止する。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎広域都市計画臨港地区宮崎港臨港地区の分区

1 商港区（別紙図面赤色の部分）

宮崎市港1丁目、2丁目及び3丁目の各一部、宮崎市港東1丁

目、2丁目及び3丁目の各一部、宮崎市新別府町前浜の一部並びに宮崎市吉村町北浜田及び松熊の各一部

2 工業港区（別紙図面青色の部分）

宮崎市港東2丁目及び3丁目の各一部

3 漁港区（別紙図面紫色の部分）

宮崎市港1丁目の一部及び宮崎市港東1丁目の一部

4 保安港区（別紙図面黄色の部分）

宮崎市港東3丁目の一部

5 修景厚生港区（別紙図面緑色の部分）

宮崎市港東2丁目及び3丁目の各一部、宮崎市新別府町前浜の一部、宮崎市吉村町北浜田及び松熊の各一部並びに宮崎市昭栄町の一部

（「別紙図面」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県中部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

延岡市昭和町複合店舗

延岡市昭和町2丁目2286番1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ケイ・エル・アイ 代表取締役 小島公孝

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4番8号ダヴィンチ博多シティ3階

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正

山口県山口市佐山 10717番地1

株式会社ジュー 代表取締役 柚木治

山口県山口市佐山 10717番地1

株式会社ジンス 代表取締役 田中仁

東京都千代田区富士見2丁目10番2号飯田橋グラン・ブルーム30階

（変更後）株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正

山口県山口市佐山 10717番地1

株式会社ジュー 代表取締役 柚木治

山口県山口市佐山 10717番地 1  
株式会社ジズ 代表取締役 田中亮  
群馬県前橋市川原町 2丁目26番 4

## 4 変更の年月日

令和5年12月6日

## 5 変更する理由

小売業者の住所並びに代表者変更のため

## 6 届出年月日

令和6年8月1日

## 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

## (2) 期間

令和6年8月29日から令和6年12月30日まで

## 8 意見書の提出先及び期間

## (1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

## (2) 期間

令和6年8月29日から令和6年12月30日まで

## 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、鉄肥酒谷土地改良区（日南市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	田村通康	日南市大字吉野方1024番地5
理事	小川崇	日南市大字楠原1532番地1
監事	上村一郎	日南市大字吉野方 10833番地
監事	日高司	日南市大字吉野方 108番地

(任期：令和7年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	田村忠義	日南市大字吉野方1024番地5
理事	東昭良	日南市大字楠原 615番地2

監事 山下喜教 日南市大字吉野方9737番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、岡富土地改良区（延岡市）から令和6年4月4日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第2項の規定により、川南原土地改良区（川南町）から令和6年4月17日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、都南土地改良区（都農町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 縦覧に供する書類

決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写し

## 2 縦覧期間

令和6年8月29日から令和6年9月30日まで

## 3 縦覧場所

宮崎県ホームページ

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第57条の2第3項の規定により、杉安堰土地改良区（西都市）から令和6年4月9日付けで申請のあった管理規程の変更を次のとおり認可した。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 管理規程の名称

杉安頭首工管理規程

## 2 認可年月日

令和6年8月21日

## 3 管理規程の概要

第1章 総則

第2章 取水・放流およびゲートの操作に関する事項

第1節 水位

第2節 取水

第3節 放流及びゲートの操作

第3章 点検および整備に関する事項

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

第2節 かんばつ

第5章 雑則

附則

次の地区の県営土地改良事業の施行に伴う工事は、完了した。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

地 区 名	市町村名	事 業 名	完了年月日
浅ヶ部	高千穂町	県営ため池等整備事業	令和6年5月21日

特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第18条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名
松ヶ迫地区	宮崎市古城町山ノ城5714番地2 有限会社 廣建設 代表取締役 鬼塚 廣

**入札公告**

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

**1 競争入札に付する事項**

- (1) 件 名 セキュリティサーバ機器の賃貸借及び保守
- (2) 借入物品及び数量 セキュリティサーバ機器 一式
- (3) 借入物品の特質等 仕様書のとおり
- (4) 契約期間 令和7年3月1日から令和12年2月28日まで
- (5) 納入場所 仕様書のとおり
- (6) 要求所属 宮崎県警察本部警務部情報管理課 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985 (31) 0110
- (7) 入札方法 (2)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料（保守料含む。）の1月当たりの単価に契約期間月数を乗じて得た金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

**2 契約に係る特約事項**

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1(4)の契約期間において、本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合は、本件契約を解除するものとする。
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

**3 競争入札に参加する者に必要な資格**

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を

全て満たす者とする。

- (1) 令和6年宮崎県告示第72号に規定する資格を有する者であること。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)～(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
- (6) 経営者等（法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し、若しくは利用している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。

**4 入札参加資格等の審査**

入札に参加しようとする者は、納入する物品が仕様を満たしているか、令和6年9月25日（水）午後5時までに要求所属へ審査書類を提出し、審査を受けること。

審査の方法については、入札説明書のとおりとし、審査結果については、令和6年10月10日（木）までに要求所属から連絡する。

要求所属から機器審査結果の承認通知を受けた者は、競争入札参加申請書（別記様式1）に必要な書類を添えて、令和6年10月15日（火）午後5時までに下記13の場所に提出すること。

また、上記書類の提出方法については、持参又は送付（書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。）により提出（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）すること。

入札参加申請後に、入札に参加しないこととした場合は、理由を記載した辞退届を書類で入札の前日までに提出すること。

なお、提出された書類について説明を求められた時は、これに応じなければならない。

**5 契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法**

3(1)に掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

**(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所**

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26)

7208

## (2) 申請書類の受付期間

令和6年8月29日(木)から令和6年10月15日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

## 6 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110

(2) 期間 令和6年8月29日(木)から令和6年10月16日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

## 7 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

(2) 期間 令和6年8月29日(木)から令和6年9月25日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

※郵送により入札説明書及び仕様書の交付を受ける場合は、交付を受けたい者の費用負担により、着払い送付の方法により交付を行う。

## 8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室 宮崎市旭1丁目8番28号

(2) 期限 令和6年10月17日(木)午後3時 ※送付にあっては、下記13の場所に令和6年10月16日(水)午後5時必着とする。

(3) 方法 持参又は送付(書留郵便又はそれと同等手段の託送に限る。)

## 9 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室

(2) 日時 令和6年10月17日(木)午後3時

## 10 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。

## 11 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

## 12 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

## 13 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

## 14 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 15 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

## 16 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Lease and maintenance of security server equipment, 1 sets

(2) Time limit for tender: 3:00 p.m. 17 October, 2024 (tenders submitted by post 5:00 p.m. 16 October, 2024)

(3) Contact point for the notice: Accounting Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

## 落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和6年8月29日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 落札に係る特定役務の名称

宮崎県団体内統合宛名システムの更改及び運用保守業務委託

## 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県総合政策部デジタル推進課地域デジタル担当  
宮崎市橘通東2丁目10番1号

## 3 落札者を決定した日

令和6年7月11日

## 4 落札者の氏名及び住所

株式会社システム・エージ  
兵庫県伊丹市御願塚3丁目1番18号

## 5 落札金額

28,591,200円

## 6 一般競争入札の公告を行った日

令和6年6月6日

## 監査委員公告

## 監査委員公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により令和6年5月15日から令和6年8月9日までの間に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和6年8月29日

宮崎県監査委員 川野美奈子

宮崎県監査委員 木下博義

宮崎県監査委員 日高博之

宮崎県監査委員 後藤哲朗

## 監査委員公告

令和6年4月1日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和6年8月29日

宮崎県監査委員 川野美奈子

宮崎県監査委員 木下博義

宮崎県監査委員 日高博之

宮崎県監査委員 後藤哲朗

--	--